

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充及び延長
2	対象税目	(国6)(法人税:義) (地5)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ 延長 ・ 拡充 】
3	要望の内容	<p>《内容》</p> <p>【現行制度の概要】</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限:平成30年3月31日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の40% 建物・附属設備・構築物⇒取得価額の20% ・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の12% 建物・附属設備・構築物⇒取得価額の6% <p>※当期法人税額の20%を限度とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備等取得の期間:法人指定の日から平成30年3月31日まで <p>【要望内容】</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11及び第68条の14の2において平成30年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、平成32年3月31日までとする。</p> <p>また、総合特別区域法施行規則第1条第3項第2号が「複合材料からなる航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業」と定められているところを、「複合材料からなる航空機の機体又は宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」と変更し、特定国際戦略事業の対象を拡大する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11、第68条の14の2 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度:創設 平成25年度:拡充(適用対象に開発研究用の「器具・備品」を追加) 平成26年度:延長(2年間) 平成28年度:延長

		(特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)																
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)																
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 総合特別区域法第1条 産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p>																
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】 4 地方創生の推進</p> <p>【施策】 ⑨ 総合特区の推進</p>																
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 各国際戦略総合特区において、各特区計画に定める目標達成時期(平成32年度又は平成33年度)までに計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。 また、我が国の宇宙開発利用を支える産業基盤を持続的に維持・発展させ、国際競争力を強化していくため、国内外への需要に応えるとともに新たな市場を創造していく後押しをすることが肝要である。</p> <p>参考：宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) 「宇宙分野における科学技術の意義・重要性は、将来に渡って損なわれることはなく、我が国として、今後ともこの分野に積極的に取り組んでいく必要がある。」</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】 全7特区において、合計35種類の数値目標を掲げている。 各特区における代表的な数値目標及び達成すべき時期は次のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">評価指標</td> <td>特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額</td> </tr> <tr> <td>数値目標</td> <td>2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～平成33年度まで)の売上増加額累計]</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">つくば国際戦略総合特区</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">評価指標</td> <td>ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進</td> </tr> <tr> <td>数値目標</td> <td>連携企業数 173社(平成29年度)→641社(平成32年度)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">アジアヘッドクォーター特区</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">評価指標</td> <td>外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数</td> </tr> <tr> <td>数値目標</td> <td>4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)</td> </tr> </table>	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区		評価指標	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額	数値目標	2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～平成33年度まで)の売上増加額累計]	つくば国際戦略総合特区		評価指標	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進	数値目標	連携企業数 173社(平成29年度)→641社(平成32年度)	アジアヘッドクォーター特区		評価指標	外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区																		
評価指標	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額																	
数値目標	2,600億円 [平成28年度に対する5年間(平成29年度～平成33年度まで)の売上増加額累計]																	
つくば国際戦略総合特区																		
評価指標	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進																	
数値目標	連携企業数 173社(平成29年度)→641社(平成32年度)																	
アジアヘッドクォーター特区																		
評価指標	外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数																	
数値目標	4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)																	

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区	
評価指標	特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果
数値目標	特区関連事業による投資額 5年間(平成 29～平成 33 年度)累計:475 億円
アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区	
評価指標	中部地域における航空宇宙産業の生産高
数値目標	8.7 千億円(平成 25 年度)→11.8 千億円(平成 32 年度)
関西イノベーション国際戦略総合特区	
評価指標	研究段階(入口)における効果
数値目標	特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連設備投資額 平成 23～平成 33 年度の累積 570 億円
グリーンアジア国際戦略総合特区	
評価指標	当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高
数値目標	年間売上高 約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.2 兆円(平成 32 年 12 月)
<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。</p> <p>これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。</p> <p>例えば、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められることを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されるため、産業の国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>つくば国際戦略総合特区であれば、本税制措置の積極的活用により、ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>アジアヘッドクォーター特区であれば、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されるため、産業・企業の集積に繋がる。</p> <p>京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用によって革新的な医薬品・医療機器の研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がる。</p> <p>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区であれば、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されるため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がる。</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区であれば、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化される。</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区であれば、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進される。</p>	

			<p>このように、各特区における数値目標の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策的である「我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る」ことに寄与する。</p>																																																																														
9	有効性等	① 適用数等	<p>○適用件数及び適用額 《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td></td> <td>61 法人</td> <td>42 法人</td> <td>44 法人</td> <td>66 法人</td> <td>35 法人</td> <td>27 法人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用額</td> <td>特別償却</td> <td>140.8 億円</td> <td>12.9 億円</td> <td>3.1 億円</td> <td>95.2 億円</td> <td>20.9 億円</td> <td>33.7 億円</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>43.3 億円</td> <td>67.8 億円</td> <td>36.2 億円</td> <td>36.0 億円</td> <td>23.2 億円</td> <td>14.6 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《宇宙機器拡充分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4 法人</td> <td>4 法人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用額</td> <td>特別償却</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.77 億円</td> <td>1.77 億円</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.53 億円</td> <td>0.53 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年度～平成 31 年度は見込み ※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの</p> <p>前回延長要望時（H27 事前評価書）における平成 27 年度及び平成 28 年度併せて 91 法人の適用見込みに対し、86 法人の適用実績を上げており、見込みと同程度の効果を上げている。</p> <p>○前回評価時（平成 28 年度税制改正要望時）の適用見込法人数と今回評価時の適用見込法人数の乖離について （前回評価時）平成 29 年度の適用見込法人数：19 法人</p> <p>各特区に対して延長期限までの適用見込を調査しているところ。前回評価時は、当該時点で具体化していた案件のみを計上していたが、今回評価時は、現時点で新たな設備投資計画の追加や事業スケジュールの変更等により、更に具体化した案件についても計上していることから、適用法人数が増加しているもの。</p>	年度		平成 26	27	28	29	30	31	区分								適用法人数		61 法人	42 法人	44 法人	66 法人	35 法人	27 法人	適用額	特別償却	140.8 億円	12.9 億円	3.1 億円	95.2 億円	20.9 億円	33.7 億円	税額控除	43.3 億円	67.8 億円	36.2 億円	36.0 億円	23.2 億円	14.6 億円	年度		平成 26	27	28	29	30	31	区分								適用法人数		—	—	—	—	4 法人	4 法人	適用額	特別償却	—	—	—	—	1.77 億円	1.77 億円	税額控除					0.53 億円	0.53 億円
年度		平成 26	27	28	29	30	31																																																																										
区分																																																																																	
適用法人数		61 法人	42 法人	44 法人	66 法人	35 法人	27 法人																																																																										
適用額	特別償却	140.8 億円	12.9 億円	3.1 億円	95.2 億円	20.9 億円	33.7 億円																																																																										
	税額控除	43.3 億円	67.8 億円	36.2 億円	36.0 億円	23.2 億円	14.6 億円																																																																										
年度		平成 26	27	28	29	30	31																																																																										
区分																																																																																	
適用法人数		—	—	—	—	4 法人	4 法人																																																																										
適用額	特別償却	—	—	—	—	1.77 億円	1.77 億円																																																																										
	税額控除					0.53 億円	0.53 億円																																																																										
		② 減収額	<p>○減収額 《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td>79.3 億円</td> <td>70.8 億円</td> <td>36.9 億円</td> <td>58.3 億円</td> <td>28.1 億円</td> <td>22.4 億円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>4.6 億円</td> <td>0.4 億円</td> <td>0.1 億円</td> <td>1.6 億円</td> <td>0.3 億円</td> <td>0.6 億円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td></td> <td>10.1 億円</td> <td>0.8 億円</td> <td>0.2 億円</td> <td>3.4 億円</td> <td>0.8 億円</td> <td>1.2 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《宇宙機器拡充分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度		平成 26	27	28	29	30	31	区分								法人税		79.3 億円	70.8 億円	36.9 億円	58.3 億円	28.1 億円	22.4 億円	法人住民税		4.6 億円	0.4 億円	0.1 億円	1.6 億円	0.3 億円	0.6 億円	法人事業税		10.1 億円	0.8 億円	0.2 億円	3.4 億円	0.8 億円	1.2 億円	年度		平成 26	27	28	29	30	31	区分																													
年度		平成 26	27	28	29	30	31																																																																										
区分																																																																																	
法人税		79.3 億円	70.8 億円	36.9 億円	58.3 億円	28.1 億円	22.4 億円																																																																										
法人住民税		4.6 億円	0.4 億円	0.1 億円	1.6 億円	0.3 億円	0.6 億円																																																																										
法人事業税		10.1 億円	0.8 億円	0.2 億円	3.4 億円	0.8 億円	1.2 億円																																																																										
年度		平成 26	27	28	29	30	31																																																																										
区分																																																																																	

法人税	—	—	—	—	0.94 億円	0.94 億円
法人住民税	—	—	—	—	0.03 億円	0.03 億円
法人事業税	—	—	—	—	0.06 億円	0.06 億円

※平成 29 年度～平成 31 年度は見込み

※租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの

○前回評価時（平成 28 年度税制改正要望時）の減収見込額と今回評価時の減収見込額の乖離について

（前回評価時）平成 29 年度の減収見込額：9.4 億円

各特区に対して延長期限までの適用見込を調査しているところ。前回評価時は、当該時点で具体化していた案件のみを計上していたが、今回評価時は、現時点で新たな設備投資計画の追加や事業スケジュールの変更等により、更に具体化した案件（大型投資となる建物や取得額が高い機械・装置等の具体化した案件など）についても計上していることが要因である。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況

国際戦略総合特区 7 区域において、指定時に定められた「おおむね 5 年以内を目安とした計画目標」の終了時期が順次到来したため、特区計画の延長を行うにあたり、各特区において評価指標の見直しや新たな目標値の設定等を行った。

租税特別措置等の効果について、国際戦略総合特別区域計画及び国際戦略総合特別区域評価書により把握された各特区の代表的な数値目標及び実績値により、達成状況及び効果を以下のとおり検証する。

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 26 年度	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額 (増加額累計)	430 億円	385 億円
	平成 27 年度		776 億円	776 億円
	平成 28 年度		1,310 億円	1,214 億円
	平成 33 年度		2,600 億円	—

平成 27 年度は目標達成、平成 26 年度及び平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 2 法人で約 878 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により食の研究開発拠点の形成に向けた取組が進められたことを通じ、農産物や加工品等の輸出・輸入代替が促進されたため、産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

つくば国際戦略総合特区	数値目標	実績値
-------------	------	-----

評価指標	平成 26 年度	産学官連携による新規プロジェクト創出数 (累積)	8プロジェクト	8プロジェクト
	平成 27 年度		9プロジェクト	9プロジェクト
	平成 28 年度		10プロジェクト	9プロジェクト
	平成 33 年度	ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 (連携企業数)	641 社	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、新たな目標値を設定。

平成 26 年度及び平成 27 年度は目標達成、平成 28 年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資を行った法人がなかったことを踏まえると、本税制措置の活用により直接的に産学官等が連携した新たなプロジェクトの創出が促進されたとは言いがたい。この点について、専門家による評価では、「成果が出るまでに時間のかかる事業が多く、市場での普及まで持続可能となるように、財政・税制・金融支援の活用に対する努力が必要」と指摘されている。この指摘を踏まえ、特区による今後の本税制措置の積極的活用により、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化が促進され、政策目的及び特区目標の達成に寄与することが期待される。

アジアヘッドクォーター特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 26 年度	外国企業のアジア総括拠点及び 研究開発拠点の誘致数 (累計)	20 社	31 社
	平成 27 年度		35 社	46 社
	平成 28 年度		5 年間で 50 社	50 社
	平成 32 年度		4 年間で 40 社	—

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 1 法人で約 19,484 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により外国企業のアジア総括拠点及び研究開発拠点の誘致に関する投資が促進されたため、産業・企業の集積に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成 26 年度	医療・健康産業の創出に伴う経済波及効果 (検体・情報基盤に対する設備投資額(累計))	46 億円	27 億円
	平成 27 年度		79 億円	50 億円
	平成 28 年度		110 億円	97 億円
	平成 33 年度	特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 (特区関連事業による投資額)	475 億円	—

※ 特区計画の延長にあたり、評価指標等の見直しを行ったことにより、新たな目標値を設定。

平成 26 年度、平成 27 年度及び平成 28 年度は目標未達成で、過去を通して、目標よりもやや成果が低い。しかし、本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が 3 法人で約 1,527 百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用によって一定程度の革新的な医薬品・医療機器の

研究開発等に用いる設備投資が促進され、医療分野における経済波及効果の増加に繋がっているため、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に一定の効果があるといえ、今後も本税制の一層の活用が期待される。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区			数値目標	実績値
評価指標	平成26年度	我が国（中部地域（愛知県・岐阜県を中心とした5県））の航空宇宙産業の国際市場シェア （代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）	5,200億円	7,150億円
	平成27年度		5,800億円	8,547億円
	平成28年度		6,700億円	7,393億円
	平成32年度	中部地域における航空宇宙産業の生産高 （代替指標：中部地域における航空機・部品の生産高）	8,200億円	—

平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が49法人で約41,318百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により航空機や部品製造に係る設備投資が促進されたため、当該産業の拠点形成による生産高増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

関西イノベーション国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成26年度	研究段階（入口）における効果 特区支援制度活用による医薬品・医療機器関連 施設投資額（累積）	164億円	142億円
	平成27年度		307億円	323億円
	平成28年度		450億円	443億円
	平成33年度		570億円	—

平成27年度は目標達成、平成26年度及び平成28年度も概ね目標を達成し、過去を通して概ね設定した目標と同程度の成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が32法人で約36,074百万円であったことを踏まえると、本税制措置の活用により新薬の基となる化合物の研究を行う研究棟や治験原薬の製造拠点等の整備に加え、研究開発に必要な分析・実験装置等の設備投資も活発化されているため、当該産業の国際競争力の向上に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果があるといえる。

グリーンアジア国際戦略総合特区			数値目標	実績値
評価指標	平成26年度	当地域が貢献する環境を軸とした 産業の年間売上高	1.27兆円	1.28兆円
	平成27年度		1.65兆円	2.03兆円
	平成28年度		2.1兆円	2.4兆円
	平成33年度		5.2兆円	—

平成26年度、平成27年度及び平成28年度は目標を達成し、過去を通して成果を挙げている。本税制措置の活用による当該期間の設備投資額が60法人で約78,839百万円であったことを踏まえると、本税制の活用により我が国のグリーンイノベーションを先導する環境を軸とした自動車産業等に関する設備投資が促進されたため、当該産業の年間売上高の増加に繋がっており、本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果

があるといえる。

本税制措置については、租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計の割合が高いが、これは 1 件当たりの取得額が高額な建物や機械装置等において適用額が大きくなっていることに由来するものである。本税制措置の目的はより多くの法人に本税制措置を活用していただき、より多くの設備投資を実現することであるため、1 件当たりの取得額の大小を重視しているものではない。過去（平成 26 年度から平成 28 年度まで）の適用法人数が 147 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がっているため、本税制措置は目標の実現に寄与しているといえる。また、将来（平成 29 年度から平成 31 年度まで）の適用見込法人数が 128 法人であることを踏まえると、多くの法人に活用され多くの設備投資に繋がることが見込まれるため、本税制措置は目標の実現に寄与するといえる。

本税制措置の活用に当たっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第 1 条各号のいずれか及び同法施行規則第 1 条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、過去（平成 26 年度から平成 28 年度まで）の適用状況は以下のとおりである。同法施行令第 1 条各号及び同法施行規則第 1 条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対応が必要と考えられる。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(施行令第 1 条第 1 号) (施行規則第 1 条第 1 項第 1～8 号)	56 法人	43 法人	35 法人
(施行令第 1 条第 2 号) (施行規則第 1 条第 2 項第 1～8 号)	14 法人	7 法人	11 法人
(施行令第 1 条第 3 号) (施行規則第 1 条第 3 項第 1～6 号)	25 法人	14 法人	18 法人
(施行令第 1 条第 4 号) (施行規則第 1 条第 4 項第 1～3 号)	0 法人	0 法人	0 法人
(施行令第 1 条第 5 号) (施行規則第 1 条第 5 項第 1～4 号)	1 法人	0 法人	0 法人

※ 各特区計画において認定される特定国際戦略事業の中には、総合特別区域法施行令第 1 条各号及び同法施行規則第 1 条各項各号の複数に該当する事業もあるため、重複が発生している。

平成 29 年度から平成 31 年度までにおける全特区合計の適用見込法人数が 128 法人、設備投資見込額が約 1,247 億円であり、各特区が定めている計画のさらなる推進に向けて、今後も多くの法人による本税制措置の活用が見込まれていることから、我が国の経済をけん引することが期

			<p>待される産業における年間生産高・売上高や関連企業の投資額や誘致数等の一層の向上が期待される。</p> <p>本税制措置により、民間事業者等の活力を最大限に引き出す上で必要な産業拠点の形成が図られ、引いては我が国の産業の国際競争力の強化や経済社会の活力の向上に繋がることから、今後も本税制措置は政策目的及び特区目標の達成に効果的に寄与する。</p> <p>また、各年度の終了後に、当該年度の国際戦略特別区域評価書及び各特区に対し実施する適用実績の調査に基づき、当該年度の本税制措置による効果を検証することとしている。</p> <p>本税制措置の活用にあたっては、特区計画において認定される特定国際戦略事業が総合特別区域法施行令第1条各号のいずれか及び同法施行規則第1条各項各号のいずれかに該当する事業でなければならず、将来の（平成29年度から平成31年度まで）の適用見込は以下のとおりである。同法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の中には、適用数が少ないものも含まれており、本税制措置を必要最低限のものとするためには、このような適用数が少ないものについて見直しを行うなどの対応が必要と考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="544 907 1437 1462"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)</td> <td>37 法人</td> <td>5 法人</td> <td>10 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)</td> <td>11 法人</td> <td>5 法人</td> <td>6 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)</td> <td>38 法人</td> <td>26 法人</td> <td>19 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)</td> <td>0 法人</td> <td>0 法人</td> <td>0 法人</td> </tr> <tr> <td>(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)</td> <td>1 法人</td> <td>0 法人</td> <td>0 法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各特区計画において認定される特定国際戦略事業の中には、総合特別区域法施行令第1条各号及び同法施行規則第1条各項各号の複数に該当する事業もあるため、重複が発生している。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 特区への調査結果によると、平成26年度から平成28年度までにおける適用法人数が147法人、適用額が約1,781億円であった。また、平成29年度から平成31年度までにおける適用見込法人見込数が128法人、設備投資見込額が約1,247億円である。租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>		平成29年度	平成30年度	平成31年度	(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)	37 法人	5 法人	10 法人	(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)	11 法人	5 法人	6 法人	(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)	38 法人	26 法人	19 法人	(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)	0 法人	0 法人	0 法人	(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)	1 法人	0 法人	0 法人
	平成29年度	平成30年度	平成31年度																								
(施行令第1条第1号) (施行規則第1条第1項第1～8号)	37 法人	5 法人	10 法人																								
(施行令第1条第2号) (施行規則第1条第2項第1～8号)	11 法人	5 法人	6 法人																								
(施行令第1条第3号) (施行規則第1条第3項第1～6号)	38 法人	26 法人	19 法人																								
(施行令第1条第4号) (施行規則第1条第4項第1～3号)	0 法人	0 法人	0 法人																								
(施行令第1条第5号) (施行規則第1条第5項第1～4号)	1 法人	0 法人	0 法人																								
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。</p>																								

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や投資税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月（平成 27 内閣府 06）

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 26 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	61 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	140.8 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	43.3 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	94.0 億円	79.3 億円+4.6 億円+10.1 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	79.3 億円	141 億円×25.5%+43.3 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	4.6 億円	141 億円×25.5%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	10.1 億円	6.1 億円+4.1 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	6.1 億円	141 億円×4.3%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	4.1 億円	141 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 27 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	42 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	12.9 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	67.8 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	72.0 億円	70.8 億円+0.4 億円+0.8 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	70.8 億円	12.9 億円×23.9%+67.8 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.4 億円	12.9 億円×23.9%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.4 億円+0.4 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.4 億円	12.9 億円×3.1%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.4 億円	12.9 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 28 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	44 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	3.1 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	36.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	37.1 億円	37.0 億円+0.1 億円+0.2 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	36.9 億円	3.1 億円×23.4%+36.2 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.1 億円	3.1 億円×23.4%×12.9%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.2 億円	0.1 億円+0.1 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.1 億円	3.1 億円×1.9%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.1 億円	3.1 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 29 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	66 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	95.2 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	36.0 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	63.3 億円	58.3 億円+1.6 億円+3.4 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	58.3 億円	95.2 億円×23.4%+36.0 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	1.6 億円	95.2 億円×23.4%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	3.4 億円	0.7 億円+2.8 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.7 億円	95.2 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	2.8 億円	95.2 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 30 年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	35 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	20.9 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	23.2 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	29.2 億円	28.1 億円+0.3 億円+0.8 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	28.1 億円	20.9 億円×23.2%+23.2 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.3 億円	20.9 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.8 億円	0.2 億円+0.6 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	20.9 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.6 億円	20.9 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

《宇宙機器拡充分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	1.77 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0.53 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	1.03 億円	0.94 億円+0.03 億円+0.06 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0.94 億円	1.77 億円×23.2%+0.53 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.03 億円	1.77 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.06 億円	0.01 億円+0.05 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.01 億円	1.77 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.05 億円	1.77 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

○平成 31 年度

《延長分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	27 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	33.7 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	14.6 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	24.1 億円	22.4 億円+0.6 億円+1.2 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	22.4 億円	33.7 億円×23.2%+14.6 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.6 億円	33.7 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	1.2 億円	0.2 億円+1.0 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.2 億円	33.7 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	1.0 億円	33.7 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり

《宇宙機器拡充分》

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	4 法人	特区に対する調査	
② 特別償却実施額	1.77 億円	特区に対する調査	
③ 税額控除実施額	0.53 億円	特区に対する調査	
④ 減収額	1.03 億円	0.94 億円+0.03 億円+0.06 億円	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0.94 億円	1.77 億円×23.2%+0.53 億円	②×税率+③
⑥ 法人住民税	0.03 億円	1.77 億円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦ 法人事業税	0.06 億円	0.01 億円+0.05 億円	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.01 億円	1.77 億円×0.7%	②×税率
⑨ 地方法人特別税	0.05 億円	1.77 億円×2.9%	②×税率

※端数計算による誤差あり